

千葉県業務核都市県税不均一課税条例施行規則等の 一部を改正する規則(概要)

総務部 税務課

【改正理由】

地方税法の一部改正（令和3年法律第7号）等により、地方税関係書類について提出者等の押印が原則不要とされたことを踏まえ、本県の規則で定める様式についても同様に見直すこととし、千葉県業務核都市県税不均一課税条例施行規則（平成4年規則第30号）、千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則（平成17年規則第139号）、千葉県県税条例施行規則（平成19年規則第37号）及び千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則（平成22年規則第39号）のそれぞれ一部を改正するもの。

改正の概要	備考
<p>1 改正内容</p> <p>本県の県税に関する規則で定める書類について、県民や事業者等に求めている押印を原則不要とすることとして、押印欄の削除等を行う。</p> <p>(1) 千葉県業務核都市県税不均一課税条例施行規則 第1号様式、第2号様式関係</p> <p>(2) 千葉県半島振興対策実施地域県税不均一課税条例施行規則 第1号様式関係</p> <p>(3) 千葉県県税条例施行規則 第6号様式、第14号様式、第16号様式、第18号様式の2、第31号様式、第34号様式、第36号様式、第37号様式、第39号様式、第41号様式、第47号様式、第48号様式、第49号様式、第50号様式、第51号様式、第52号様式、第53号様式の2、第59号様式、第60号様式、第63号様式、第65号様式、第70号様式、第71号様式、第77号様式、第78号様式、第79号様式、第80号様式、第82号様式、第84号様式、第85号様式、第87号様式、第87号様式の2、第88号様式、第93号様式、第95号様式、第97号様式、第98号様式、第100号様式の19、第100号様式の24、第100号様式の25、第100号様式の26、第100号様式の28、第100号様式の30、第100号様式の32、第100号様式の34、第101号様式、第101号様式の2、第101号様式の5、第101号様式の6、第101号様式の7、第101号様式の8、第101号様式の9、第101号様式の11、第101号様式の13、第101号様式の15、第111号様式、第113号様式、第114号様式、第116号様式、第146号様式、第149号様式、第150号様式、第151号様式、第152号様式、第158号様式、第160号様式、第162号様式、第168号様式、第171号様式、第172号様式、第173号様式、第181号様式、第187号様式、第191号様式、第193号様式、第197号様式、第202号様式、第206号様式、第207号様式、第209号様式、第210号様式、第211号様式、第222号様式、第225号様式関係</p> <p>(4) 千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則 第1号様式関係</p> <p>2 施行期日 令和3年10月1日</p>	<p>以下の書類については、引き続き押印を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令により押印が求められているもの。 2 第三者の承諾を要するもの。 3 担保の提供や納税の保証に関するもの。